

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

項番	コメントの概要	金融庁の考え方
1	改正案では、クライアント・クリアリングの方式によって外国清算機関を利用する場合にのみ、対象取引から除いているが、このような規制の在り方は、直接参加できるにもかかわらずあえて直接は参加せずクライアント・クリアリングの方式によって取引を行うといった不自然な取引を助長するおそれがあり、妥当でないのではないか。	本件告示は、金商法上、金融商品取引業者、登録金融機関、証券金融会社を相手方として金融商品債務引受業を行う場合に、内閣総理大臣の免許等が必要とされていることに対する例外を定めるものであることから、その例外の範囲については、取引の規模・リスクや我が国資本市場に与える影響を考慮して、一定の限定を付するべきであると考えられます。現時点では、対象取引、当該対象取引の清算を行う清算機関及びその清算の方法について、今回の改正案のような限定を付することが適当であると考えられます。
2	改正案では、円建ての金利スワップ取引を対象取引から除外しないこととしている。しかし、このような規制は、デリバティブ等によって通貨を変換することにより容易に潜脱できると思われ、妥当でないのではないか。 また、改正案では、やり取りされる金銭が同一の通貨でなければならないとしているが、例えば米ドルとユーロといった異なる円以外の通貨建ての金銭のやり取りも、認めるべきではないか。	
3	海外各国による清算集中義務の規制開始前ではあるが、デリバティブ取引において、現在金融商品取引業者、登録金融機関が外国清算機関を利用できないために国内外での取引で相手先と価格等の条件が合わず取引執行に支障が生じるケースが発生しているため、各国規制施行の前段階でも、早期の公布、施行をお願いしたい。	御意見を踏まえ、関係海外監督当局等との交渉や諸外国の規制整備状況等に鑑み、現時点で適用が可能となった取引について、先行して公布・適用を開始いたします。
4	いわゆるクライアント・クリアリングの方式によって外国清算機関を利用する場合には、外国清算機関清算参加者により、金商法でいう「有価証券等清算取次ぎ」が金融商品債務引受業対象業者に対して行われること（以下「有価証券等清算取次ぎ類似の行為」という。）が想定されるが、今回、一定の「対象取引」について金融商品債務引受業から除外した趣旨に鑑みると、外国清算機関清算参加者による「有価証券等清算取次ぎ類似の行為」についても同様に除外されることが自然な整理と解される。 金融商品取引業者又は登録金融機関が、外国清算機関の清算参加者となって、有価証券等清算取次ぎ類似の行為によって、対象取引に基づく債務を当該外国清算機関に負担させようとする行為は、金商法第2条第27項に規定する有価証券等清算取次ぎには該当しないとの理解でよい。	金商法第2条第27項は、有価証券等清算取次ぎの要件の一つとして、対象取引に基づく債務を「金融商品取引清算機関・・・又は外国金融商品取引清算機関」に負担させることを条件としており、金融商品取引清算機関及び外国金融商品取引清算機関は、金融商品債務引受業の免許を受けている者をいうことから（金商法第2条第29項）、金融商品債務引受業の免許を受けていない外国清算機関に、金融商品取引業者等が行った対象取引に基づく債務を負担させる行為は、有価証券等清算取次ぎには該当しないと考えられます。 なお、本件告示は、金商法第2条第28項の「対象取引」から除外する取引を定めるものであって、有価証券等清算取次ぎの定義を定める同条第27項の「対象取引」が同条第28項の定義を引用していることから、本件告示により金融商品債務引受業の対象取引から除外される取引については、有価証券等清算取次ぎの対象取引からも除外されます。